

定 款

2022 年 6 月 22 日改訂

公益社団法人 かながわデザイン機構

公益社団法人 かながわデザイン機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人かながわデザイン機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県内において、デザインを通して、県内産業の健全な発展並びに県民生活及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共的な事業・活動へのデザイン支援
- (2) 新たなデザイン領域創出のための調査・研究及びデザイン支援
- (3) デザイン戦略及びデザインマネジメントの普及啓発
- (4) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項第1～4号の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同して入会した会員によって構成され、会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならぬ。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 退会した元会員が再入会する場合、入会金は不要とし、会費は他に定めるところにより、納入しなければならない。

3 会費は、全額公益共通に繰り入れるものとする。

4 会計年度の途中より入会したものの当該年度の会費については、月割り（月／2000円）で計算し、入会の月からとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(搬出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会を持って、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度6月に開催する他、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。但し、総会に出席した会員が書面、または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合は、14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は会員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 総会の決議は、代理人、書面、電磁的方法による議決権行使する方法、いずれも認められる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 出席した会員の数（書面又は電磁的方法による表決者、及び代理人の場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) 参加した理事の名前
- 2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員

（役員の設置）

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事の内、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（選出方法）

第21条 役員定数の内、理事予定者及び監事予定者の選出は、会員（法人又は団体の場合にあっては会員代表者とする。以下同じ。）の内から、選挙により行う。

（役員の選任）

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、他の同一の団体（公益法人を除く）の理事、使用人、役員、社員に該当する理事の合計数が総数の3分の1を超えないものとする。
- 3 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務（代表理事の権限を伴わないものに限る。）を行う。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事長及び副理事長は、次のいずれかに該当する場合を除き、再任されることがある。
 - (1) 70歳を超えている場合。
 - (2) 連続して任期が2回を超えることとなる場合。
- 6 理事は、連続して任期が3回を超えることとなる場合を除き、再任されることがある。
- 7 監事は、連続して任期が2回を超えることとなる場合を除き、再任されることがある。

（役員の解任）

第26条 理事及び監事は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は堪えられないとき。
- (2) 職務上の義務を違反し、又は職務を怠ったとき。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、理事長が総会の決議を経て定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) その他、総会の決議を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第 32 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会においては、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は、認められない。

(決議の省略)

第 35 条 理事が理事会決議の目的である事項の提案をした場合において、当該提案について理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意志決定をし、監事も異議を述べなければ、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会

(設置)

第 37 条 この法人に、事業の円滑な遂行を図るため、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第39条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 46 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿（及び会員の異動に関する書類）
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会において会員の 3 分の 2 以上の決議を得ることにより、変更することができる。

(解散)

第 48 条 この法人は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告に掲示する方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神奈川県において発行する神奈川新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は和田精二とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。